

札幌第 1359 号

令和 2 年(2020 年) 6 月 16 日

NPO 法人札幌いちご会
札幌介助研究会一同 様

札幌市長 秋元 克広



要望書に対する回答について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 29 日付けで貴団体からいただいた要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

【担当】札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 山本 能代谷

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2936 ファクス 011-218-5181

<p>要望事項</p>	<p>1 障がい者・高齢者、支援者に感染予防装備（マスク、プラスチック手袋、ガウン、キャップ、ゴーグル、シューズカバー、消毒衛生用品など）を支給して下さい。また、市販品のマスクが顔に合わない当事者もいます。脳性マヒ者の場合、顔の歪みや緊張で、マスクが鼻と口を覆えないこともあります。道内でのオーダーメイドのマスクや保護具を作る企業を募れば、必要な人が助かります。支援者の家族にもクラスター防止へ消毒衛生用品などが支給されるべきです。</p>
<p>回答</p>	<p>マスクや消毒用エタノールなどの衛生用品の確保については、厚生労働省の優先供給の仕組みや、札幌市独自の調達ルートなどにより、障害福祉サービス事業所等、介護事業所等への提供に努めているところです。</p> <p>また、札幌市においても、濃厚接触者への在宅サービスを提供する事業所や、濃厚接触者を受け入れる施設に対して、必要な物資や受入れに係る経費を新たに支援することとし、このたびの補正予算に必要な経費を計上したところであります。</p> <p>衛生用品については、障害福祉サービス事業所等、介護事業所等に十分な数量が行き渡っていない状態であることから、まずは事業所に対する優先的な供給に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>担当課</p>	<p>障がい保健福祉部</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>2 重度障がい児・者、高齢者およびその支援者や同居者を優先的に PCR 検査してください。</p>
<p>回 答</p>	<p>感染の疑いのある方や濃厚接触者については、速やかにPCR検査を受けられる体制となっております。</p> <p>障がいのある方や高齢者は、感染した場合の重度化するリスクが高いと考えており、これまでも医療機関や福祉施設において感染者を探知した場合は、直ちに現地に職員や専門家を派遣し、従業者や入居者等へのPCR検査を積極的かつ速やかに行っております。</p> <p>在宅の重度障がいのある方や高齢者、支援者につきましても、濃厚接触者となった場合や、感染の疑いが生じた場合には、かかりつけ医・保健所・障がい福祉課が緊密に連携を図り、的確に対応してまいります。</p>
<p>担 当 課</p>	<p>保健所</p>

<p>要望事項</p>	<p>3 医療トリアージでの差別がないよう、現在の障がい者・高齢者支援の仕組みの周知と教育をしてください。支援者と医療職が連携を取れるよう、また当事者の意思が伝わるような通訳サポートを遠隔で受けられるよう、当事者を中心とした意見を反映した体制を整えてください。</p>
<p>回答</p>	<p>障がい者・高齢者を含め、あらゆる方が新型コロナウイルスに感染した場合に適切な治療を受けられるよう、引き続き、環境の整備に取り組んでまいります。</p> <p>また、札幌市では、障がいがある方のコミュニケーションのために、それぞれの障がいに適応した通訳・介助員を派遣する事業を行っております。新型コロナウイルス感染の恐れがあり、手話通訳者の派遣が困難な場合には、タブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる実施も可能とされております。このたびの国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、遠隔手話通訳サービスを実施するための導入経費に係る支援事業が含まれておりますので、詳細が示され次第、北海道とも連携し、対応してまいります。</p> <p>なお、一定の要件を満たす重度障がいのある方が入院した場合は、重度訪問介護において普段介助を行っているヘルパーが、医療機関の職員と利用者が意思疎通を図る上で必要な支援のほか、普段行っている適切な介助方法を医療機関の職員に伝えるなどの支援が制度上可能となっております。</p>
<p>担当課</p>	<p>障がい保健福祉部</p>

<p>要望事項</p>	<p>4 感染症専門の病院を作ってください。自衛隊の医療従事者の派遣など、道と市と国では協力はできないのでしょうか？自衛隊の病院は設備も整っており、敷地・建物内でのゾーニングが行き届くのではないのでしょうか？院内感染をしないような仕組みを作ってください。</p>
<p>回答</p>	<p>感染症法に基づく1類、2類、指定、新感染症の患者対応については、都道府県が「感染症指定医療機関」を指定しており、札幌市内においては、市立札幌病院が北海道の指定を受け、該当する感染症の患者が発生した場合に対応をすることとしております。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、感染の拡大により、市立札幌病院のみで対応することが困難であったことから、17の医療機関に帰国者・接触者外来を設置し、入院患者を受け入れる医療機関も整備し、院内感染への対応も含み、適切に患者対応できる体制を整えております。</p>
<p>担当課</p>	<p>保健所</p>

<p>要望事項</p>	<p>5 緊急事態宣言下でケアする支援者に確実に危険手当を支給してください。</p>
<p>回答</p>	<p>国の2020年度第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症が発症した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員に対しては20万円、それ以外にも、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対しては5万円の慰労金の支給が盛り込まれております。</p> <p>また、札幌市においても、濃厚接触者への在宅サービスを提供する事業所や、濃厚接触者を受け入れる施設に対して、必要な人件費を新たに支援することとし、このたびの補正予算に必要な経費を計上したところであります。</p>
<p>担当課</p>	<p>障がい保健福祉部</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>6 障がい者・高齢者の視点に合わせ、医療に関わる人々が理解を深めるための教育システムを構築してください。マスク、手袋、防護服、フェイスシールドなどを着けた状態で、どのようなケアができるのか、当事者をモデルに実験し、動画配信などでわかりやすく伝えるようにすべきです。札幌いちご会と札幌介助研究会が医療機関と連携して行えればと思います。</p>
<p>回 答</p>	<p>我が国では、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ重度の障がい者や認知症高齢者が増加するなど、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっております。</p> <p>このため、医療現場における障がい者・高齢者の多様なニーズに応える医療従事者の役割は、ますます重要になっており、厚生労働省などでは医療従事者の資質のより一層の向上を図るための支援を行っているところです。</p> <p>また、貴会において医療機関との連携した取組を検討されている場合は、札幌市としても経費の一部を支援できる場合がありますので、必要に応じて下記担当課までご相談ください。</p>
<p>担 当 課</p>	<p>障がい保健福祉部</p>

<p>要 望 事 項</p>	<p>7 医療従事者の教育機関に、障がい者当事者の講師を雇用し、ケアの実習時間を組み込んでください。多様化する感染症対策とともに障がい者が安心できるシステムを実現するため、当事者が医師や看護師を目指す人々に教える機会や仕組みを作るべきです。北海道や札幌市がモデルケースを作れば、障がい者の雇用創生にもつながります。</p>
<p>回 答</p>	<p>医療現場における障がい者・高齢者の多様なニーズに応える医療従事者の役割は、ますます重要になっており、厚生労働省などでは医療従事者の資質のより一層の向上を図るための支援を行っているところです。</p> <p>また、札幌市内においては、障がいのある方を学校や企業へ派遣し、障がいに対する市民の理解を深める取組が行われております。今後は、医療機関への周知を重ね、障がいのある方の介護について医療従事者の理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>担 当 課</p>	<p>障がい保健福祉部</p>